

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月25日（火）14:55～16:00

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生
	1番	知念	雄二
	2番	西江	正
	3番	知念	正和
	5番	知念	順司
	6番	大城	進
	7番	大城	貴子
	8番	東江	良和
	9番	玉城	正芳

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 現況証明について

第5 議案第3号 非農地証明願について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 大城 篤

主事 崎濱 秀太

令和2年第8回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和2年第8回伊江村農業委員会総会を開会致します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 委員総数9名中9名の参加となっています。

議長 只今、事務局から報告のあったとおり、委員総数9名中9名出席しております。会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。それでは議事に入ります。

議長 日程の第1「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思います。署名委員に9番玉城委員。1知念雄二委員を指名致します。

日程の第2「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程の第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。を説明します。敬称略します。先ほどもありましたが、売買と贈与以外は高収益作物次期策支援交付金による利用権設定になりますので、その絡みで件数が多くなっています。詳細については質疑の中で随時、説明して参りたいと思います。

No.1 譲受人●。譲渡人●。申請地が●、登記地目、現況地目畑で面積2,556 m²。賃借権の設定で10年、坪単価124円になります。

No.2、譲受人●。譲渡人●。申請地が●同じく●、登記地目、現況地目共に畑。2筆合計面積1,943 m²。賃借権の設定で10年間、坪単価136円です。

No.3、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,107 m²。使用貸借権の設定で10年間になります。

No.4、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。●。登記地目、現況地目共に畑。2筆合計面積4,660 m²。賃借権の設定で10年間。坪単価92円です。

No.5、譲受人●。譲渡人●。申請地が●と●。登記地目、現況地目共に畑で2筆合計面積2,680 m²。使用貸借権の設定で5年間になります。No.5とNo.6は使用貸借権設定による交換になります。

No.6、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、●、●、●。登記地目が山林、

宅地とあって、現況が畑です。4筆合計面積2,337 m²。No.5と共に使用貸借権の設定で交換されている農地になります。

No.7、譲受人●。譲渡人●。申請地が●と●。登記地目、現況地目共に畑。2筆合計面積が769 m²。賃借権設定で5年間。坪単価200円になります。

No.8、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、登記地目、現況地目共に畑。面積1,666 m²。賃借権設定で10年間。坪単価100円となっています。

次にNo.9、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,947 m²。賃借権設定で10年間。坪単価85円です。

No.10、譲受人●。譲渡人●。申請地が●と●。登記地目、現況地目共に畑。2筆合計面積が1,574 m²。使用貸借権の設定で10年間です。

No.11、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,205。賃借権設定で10年間。坪単価110円です。

No.12、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,916 m²。賃借権設定で15年間。坪単価100円です。

No.13 譲受人●。譲渡人●。申請地が●、登記地目、現況地目共に畑。面積3,253 m²。賃借権の設定で15年間、坪単価100円です。

No.14、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,533 m²。賃借権設定で15年間。坪単価100円です。次の頁お願いします。

No.15、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、登記地目、現況地目共に畑。面積2,965 m²。賃借権設定で20年間。坪単価100円です。

No.16、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積928 m²。賃借権設定で10年間。坪単価107円です。

No.17、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積2,262 m²。賃借権設定で10年間。坪単価88円になります。

No.18、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、登記地目、現況地目共に畑。面積931 m²。賃借権設定で5年間。坪単価113円です。

No.19、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、登記地目、現況地目共に畑。面積1,709 m²。賃借権の設定で5年間。坪単価112円です。

No.20、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、●、●、●、●、●、●。登記地目、現況地目共に畑で合計面積が5,865 m²。使用貸借権の設定で10年間になります。

No.21、譲受人●。譲渡人●。申請地が●と●。登記地目、現況地目共に畑。2筆合計面積3,176 m²。賃借権設定10年間。坪単価100円になります。次の頁お願いします。

No.22、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,416 m²。賃借権設定で10年間。坪単価140円です。

No.23、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、登記地目、現況地目共に畑。面積2,426 m²。賃借権設定で10年間。坪単価100円です。

No.24、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、登記地目、現況地目共に畑。面積802 m²。賃借権設定で10年間。坪単価100円です。

No.25、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、登記地目、現況地目共に畑。面積2,877 m²。賃借権設定で10年間。坪単価100円です。

No.26、譲受人●。譲渡人●。申請地が●と●、登記地目が原野と畑で現況地目は畑です。2筆合計面積が6,544 m²。此方は所有権移転贈与になります。

No.27、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,589 m²。使用貸借権の設定で10年間になります。

No.28、此方はNo.27と使用貸借の交換での案件になります。譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積2,695 m²。此方も使用貸借権で10年間となっております。

No.29、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,504 m²。賃借権設定で10年間。坪単価110円になります。

No.30、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、●。登記地目、現況地目共に畑。2筆合計面積が1,931 m²。賃借権設定で10年間。坪単価103円になります。次の頁お願いします。

No.31、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,074 m²。賃借権設定で10年間、坪単価138円になります。

No.32、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,594 m²。賃借権設定で10年間、坪単価150円です。

No.33、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、原野。現況地目、畑で面積1,183 m²。賃借権設定で10年間。坪単価200円になります。

No.34、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,948 m²。使用貸借権の設定で10年間です。

No.35、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、●、●、●。登記地目、現況地目共に畑。4筆合計面積が4,382 m²。賃借権設定で5年間。坪単価50円になります。

No.36、譲受人●。譲渡人●。申請地が●と●。登記地目、現況地目共に畑。2筆合計面積が3,330 m²。使用貸借権設定で永年間です。

No.37、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,425 m²。賃借権設定で10年間。坪単価100円となっております。

No.38、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、●。登記地目が山林と保安林。現況地目が畑です。2筆合計面積が1,252 m²。使用貸借権の設定で10年間になります。次の頁お願いします。

No.39、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積2,289 m²。使用貸借権設定で5年間。坪単価87円です。

No.40、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,673 m²。賃借権設定で10年間。坪単価100円です。

No.41、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、●、●。3筆合計面積が2,333 m²。賃借権設定で10年間。坪単価100円です。

No.42、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、●、●。登記地目、現況地目共に畑。3筆合計面積2,031 m²。賃借権設定で10年間。坪単価100円になります。

No.43、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、●、●、●。登記地目、現況地目共に畑。4筆合計面積4,050 m²。使用貸借権設定で10年間になります。

No.44、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、●。登記地目、現況地目共に畑。面

積 693 m²。所有権移転売買で坪単価 10,000 円になります。

No.45、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、登記地目、現況地目共に畑。面積 2,296 m²。賃借権設定で 10 年間、坪単価 100 円になります。

No.46、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、登記地目、現況地目共に畑。面積 1,626 m²。賃借権設定で 10 年間、坪単価 100 円になります。次の頁お願いします。

No.47、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、登記地目、現況地目共に畑。面積 1,159 m²。賃借権設定 10 年間、坪単価 100 円になります。

No.48、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、●、●、●。登記地目、現況地目共に畑。4 筆合計面積 3,244 m²。賃借権設定 3 年間で坪単価 100 円になります。

No.49、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積 1,347 m²。賃借権設定 10 年間で坪単価 172 円です。

No.50、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積 2,133 m²。賃借権設定 10 年間で坪単価 217 円です。

No.51、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積 2,341 m²。使用貸借権設定で 10 年間となっています。

No.52、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積 1,453 m²。賃借権設定 10 年間で坪単価 100 円になります。

No.53、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積 610 m²。賃借権設定 10 年間で坪単価 100 円になります。

No.54、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積 1,057 m²。賃借権設定 10 年間で坪単価 100 円になります。次の頁お願いします。

No.55、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、原野。現況地目、畑。面積 2,228 m²。賃借権設定 5 年間で、坪単価 100 円になります。

No.56、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、原野。現況地目、畑。面積 1,999 m²。賃借権設定 5 年間で、坪単価 100 円になります。

No.57、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、●、●。登記地目、現況地目共に畑。3 筆合計面積 3,607 m²。使用貸借権 10 年間となっております。

No.58、譲受人●。譲渡人●。申請地が●、●、●。登記地目、原野と現況は畑です。3 筆合計面積 2,238 m²で使用貸借権 10 年間となっております。

No.59、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積 2,022 m²。此方は所有権移転の交換になります。

No.60、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積 1,795 m²。此方はNo.59 との所有権移転交換になります。

No.61、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積 1,399 m²。賃借権設定 5 年間で坪単価 94 円になります。

No.62、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積 1,053 m²。賃借権設定 5 年間で坪単価 94 円になります。次の頁お願いします。

No.63、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面

積 981 m²。賃借権設定 5 年間で坪単価 100 円になります。

No.64、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積 1,959 m²。賃借設定 5 年間で坪単価 100 円になります。

No.65、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積 727 m²。賃借権設定 5 年間で坪単価 100 円になります。

No.66、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積 1,818 m²。賃借権設定 5 年間で坪単価 100 円になります。以上です、宜しくお願いします。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。66 件一括して行います。質疑のある方はどうぞ。

1 番 休憩をお願いします。

議長 はい、休憩します。(15:31~15:42)

再開いたします。これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第 4、議案第 2 号「現況証明について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 議案第 2 号「現況証明について」。No.1、譲受人●。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、雑種地になります。面積 615 m²。所有者は●。これは●付で、●号で許可された案件になります。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 休憩をお願いします。

議長 はい、休憩します。(15:44~15:49)

再開いたします。これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第5、議案第3号「非農地証明について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 議案第3号「非農地証明について」を説明します。No.1、申請人●。申請地が●、●。登記地目共に畑。現況地目、共に宅地。面積が696㎡と286㎡です。所有者、●。以上です、宜しくお願いします。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

3番 休憩をお願いします。

議長 はい、休憩します。(15:51~15:59)

再開いたします。これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。
令和2年第8回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 16:00

署名

会 長 玉城 増生 印

9 番 玉城 正芳 印

1 番 知念 雄二 印